

真庭市共生社会推進基本方針

～ みんなちがって、みんないい ～



令和3（2021）年4月

岡山県 真庭市

目 次

第1章 方針策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 共生の理念.....	2
第3節 共生社会の定義.....	3
第4節 本方針の位置付け.....	4
第5節 方針の期間.....	4
第6節 共生社会構築の推進体制.....	5
第2章 共生社会を実現するための姿勢.....	6
話し合い～話し合うことから相手への理解を深めていく～.....	6
共生社会の視点を取り入れて実現される社会像とは.....	6
第3章 政策・施策の形成.....	7
第1節 共生社会の実現に向けた4つの観点.....	7
第2節 現状と課題.....	8
第3節 各政策・施策の形成の視点.....	10
おわりに.....	14

本方針の副題である【みんなちがって、みんないい】は、金子みすゞさんの「私と小鳥とすずと」の一節を引用しています。

第1章 方針策定にあたって

第1節 策定の趣旨

真庭市にとって一番大切なものは、市民一人ひとりの生活です。

このまちには、熟年者や障がい者、妊産婦、子育て中の人、子ども、外国人など様々な人が暮らしています。中には、日常生活に何らかの不便さや不自由さを抱える人が存在することも事実です。だれもが安心して暮らしていくためには、あらゆる人がお互いの人権や尊厳を大切にして支え合い、いきいきと活躍できる「まち」としていく必要があります。

そのため、市役所は、市民一人ひとりが、安全で多彩な真庭で、自分の能力と可能性を引き出し、伸ばし、自信と誇りを持ってそれぞれのライフスタイルを見つけ実現できるように、地域政策を企画・立案し市の経営責任を果たしていきます。福祉分野で先行されてきた「共に生きる地域づくりの考え方」を、「全ての人自分らしく生きることができる『共生社会』づくり」として捉え直し、各部局が「共生社会」について共通認識を持ち、様々な分野における関連諸計画との整合性を保ちながら、「分野にとらわれない、共に生きる社会」を計画的に推進するための最上位方針として本方針を策定します。

第2節 共生の理念

真庭市の最上位計画である第2次真庭市総合計画全体を貫く考え方は、市民一人ひとりの生活に焦点を当てた「人間の安全保障^{※1}」です。これは、平和的生存権をうたう日本国憲法、誰一人取り残さずに持続可能でよりよい世界を目指すSDGs^{※2}の理念に共通するものです。

さらに、第2次真庭市総合計画（改訂版）では、【全ての市民が相互に尊重し、共に生きる地域を実現する（誰一人取り残さない）】を施策推進の柱として追加し、日本国憲法における個人の尊重と幸福追求権（第13条）や法の下での平等（第14条）、生存権と健康で文化的な最低限度の生活の保障（第25条）の実体化を目指すものとしています。

上記を踏まえ、本方針では、3つの「共生の理念」を掲げ、必要となる認識や理解を深めていきます。

①誰一人取り残さない。

②お互いを認め合う。

③地域社会の中ではだれもが役割がある。

本方針により、以下の体制を整備します。

- ①真庭市の全ての政策は、共生の理念を追求し続ける。
- ②全ての人々が共生社会の考えを認識し、互いを認め合い協働できる土台をつくる。
- ③包括的な支援体制・重層的なセーフティネット^{※3}を構築し、「支える人」「支えられる人」が固定されない、だれもが参加の場や活躍の場がある社会を創造する。

これらにより、市民の幸福追求・自己決定^{※4}の権利が互いに保障され、市民一人ひとりが、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会を目指します。

※1：人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現することのことで、国連に設立された「人間の安全保障委員会」が提唱する考え方。

※2：2015年9月に国連サミットで採択された「Sustainable Development Goals」の略で、「持続可能な開発目標」のこと。

※3：憲法第25条の健康で文化的な最低限度の生活を保障するための主に公的な仕組みのこと。

※4：【幸福追求権】を基に、自分の生き方について自分自身で自由に決定する権利があるという考え方。更に決定の結果を「自己責任」としないことを含めている。

第3節 共生社会の定義

人生のあらゆる場面で自らが選ぶ自由を保障し、 その決定（選択）を尊重できる（応援しあう）社会

私たちは、一人ひとり違う存在です。

年齢や性別、障がい、病気の有無、家族のかたち、職業、経済状況、国籍、性的指向、性自認などそれぞれ異なる多様な人々が地域社会を共に支え合って構成されていることを改めて認識し、まず、自分自身が、ほかのだれとも違うことを認める必要があります。「みんなと同じ」「こうじゃないといけない」という考えに息苦しさや違和感を持ち、辛い人もいます。だれもがみんな違うということ。社会の中で自分自身と向かい合うこと。そして、その違いにこそ「価値」があるということ。それを認め合うことが大切です。

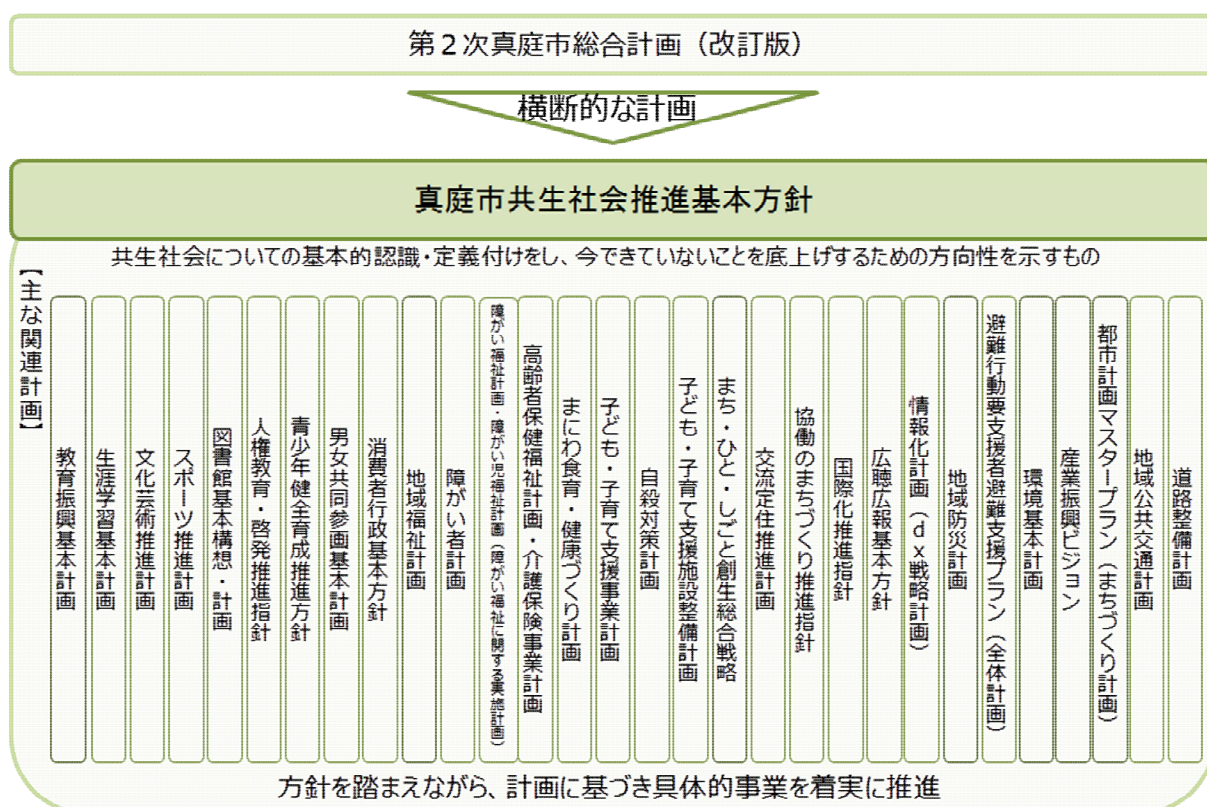
社会の中で、自分の「幸せ」を実現することに真摯に向かい合うためには、自分との対話、他者との対話がなくてはなりません。それは、隣の人と同じように「自分の幸せ」を実現しようとしているからです。だれも自分だけの力で「幸せ」に生きることはできません。「幸せ」もそれぞれ違います。

「幸せに生きるため」に選んだことが、社会的な制約や不利益を受けその結果を個人の責任として押しつけることではなく、自らの幸せと他者の幸せを考えることを後押しし、その決定に対するリスクを社会が包み込んでいくべきです。

「幸せに生きること」を応援しあうことが、私たちの目指す「共生」の姿です。

第4節 方針の位置付け

真庭市の政策は、各分野ごとの計画に基づいて推進していますが、総合計画を最上位計画とし、本方針を、総合計画の理念を補完し、分野を横断して貫くものとして位置付けます。共生社会は、人生のあらゆる段階、生活のあらゆる場面で実現されるべきものです。本方針により、共生社会についての基本的認識・定義付けを行うことで、全ての分野で共生の理念に基づいた政策を検討し、具体的事業を計画的に推進していくことができます。



第5節 方針の期間

共生社会の推進が継続的・永続的な取り組みであることから実施期間の設定は行わず、市民とともに考え、話し合う中での新たな気づきや視点、取り組みの進捗、社会情勢の変化により、必要に応じて随時改訂を行うこととします。

第6節 共生社会実現の推進体制

本方針の位置付けのとおり、政策分野は大変広範囲にわたっており、関係部局も様々です。現在、市役所において、人権教育・啓発と地域福祉、社会的包摂^{※5}、環境との共生などは教育委員会、健康福祉部及び生活環境部が、だれもが安心して公共施設などを利用できるようにするユニバーサルデザイン^{※6}化の推進については建設部と総務部が、異文化への理解やだれもが働ける環境づくりの推進などは産業観光部が中心となり取り組んでいます。共生社会の実現のためには、それぞれの所管分野の連携・融合や市民・事業者との協働を一層進めることが不可欠です。

また、共生社会の実現にあたっては、ある一定の水準をゴールに取り組むのではなく、絶えず改善していくという継続性が求められます。多様な生き方を選ぶことを可能にするためには、取り組みの中で得られた情報や当事者の声などを取り入れることにより、取組全体が相乗効果により向上していく仕組みを作ることが重要です。

このため、市役所では、「真庭市共生社会推進本部」を設置し、全庁横断的な推進体制をとり、共生社会の実現に資する取り組みの進捗状況を毎年度確認するとともに、新たなニーズや社会情勢の変化の把握に努め、関連計画の必要な見直しを行うことにより、共生社会の実現に向けて着実に取り組んでいきます。

さらに、共生社会の実現を市民運動として盛り上げるために市民主体の推進組織として「共生社会推進市民会議（仮称）」の立ち上げを検討していきます。

①真庭市共生社会推進本部

共生の理念の施策への反映状況及び具体的な事業実施に当たって、進捗状況の点検・改善などを全庁的に協議・調整・指示するための市長を本部長とした組織

②共生社会推進市民会議（仮称）

共生のまちづくりを市民運動として進めるための組織

※5：社会的に弱い立場にある人を含む全ての人々を孤独や孤立、排除から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、地域社会で受け入れ、共に生きていくという理念。

※6：障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境、製品をデザインする考え方。バリアフリーが、今ある障壁を除去するものである一方で、ユニバーサルデザインは、「誰もが利用できる」ことを前提に設計を行う。

第2章 共生社会を実現するための姿勢

●話し合い～話し合うことから相手への理解を深めていく～

「わたしのふつうはあなたのふつうとは違う」可能性もあります。多くの人にとっての「ふつう」を前提とした社会に、生きにくさや居心地の悪さを感じる人がいることは事実です。

「ふつう」や「当たり前」の意味は人によって違うからです。その気付きは、障がい者だから熟年者だからなどの思い込みではなく、話し合うことから始まります。

話し合うことによって、自分が気づいていない別の視点で物事を捉えることができ、共に生きるとはどういうことかを全ての人と一緒に考えるためのきっかけとなり、お互いを理解し、多様性を認め合う「こころ」が育っていきます。さらに対話的話し合いによって、課題を解決するための新しい価値を生み出すことができます。

そうすることで、市民と市役所が、様々な問題に対して、我が事として共に考え、共に悩み、共に解決に当たるという関係性を作っていくことができるはずです。

共生社会の視点を取り入れて実現される社会像とは

- ①市民が、その個性や多様性を相互に尊重し、自分らしくいられること。
- ②市民が、お互いを認め合い、支え合い、助け合うことで、安心して生活できること。
- ③市民が、社会の一員として、自らが望む形で、あらゆる分野における活動に参画する機会を確保されること。
- ④市民が、分野・世代を超えて、社会の中で、「ひと」「もの」「かね」そして「おもい」を循環させていること。

共生の理念の浸透により、真庭市に暮らしている全ての人や将来真庭市に住む人の生活を豊かにし、自ら幸せになる能力を引き出し、伸ばし、市民だれもが、安全で多彩な真庭でそれぞれが自分の人生を創り、自信を持って生きる地域になります。共生社会は『ギブ&テイク』だけでなく『ギフト&ギフト』の気持ちを持って、人と人、人と地域が温かい気持ちや感謝（善意）でつながっていくものです。

第3章 政策・施策の形成

第1節 共生社会の実現に向けた4つの観点

あらゆる分野をつなぎ連携させるために、全ての制度に共通する観点は下記のとおりです。

①人の心：尊重する

- 人権や個性を尊重し、共に学ぶ

②人の行動：助け合う

- つながりを持ち続け、支え合い、支援する

③社会の制度：誰一人取り残さない

- 支える人、支えられる人が固定されず、だれもが社会参画できる

④社会基盤：ユニバーサルデザインの推進

- 社会的サービスをだれもが受けられるように、必要なインフラを整える

【市役所の役割】

市役所は、共生社会の実現に当たって、市民及び事業者とともに認識や理解を深めていきます。

市役所は、全ての市民が、

- ・様々な社会的サービスを日常的に利用できる
- ・合理的配慮^{※7}を行うことができる

制度や体制の整備に努めます。

そして、そのための負担は、当然社会が行うべきものと認識し、上記4つの共通の観点をもち、共生社会の実現に向けた取り組みを推進するための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有しています。

※7：市民が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの（「社会的障壁」）のうち、市民が現に解消を必要とする障壁を解消するための必要かつ適当な措置であって、当該措置に伴う負担が過重でないもの。

第2節 現状と課題

1) 人の心（尊重する）

- ・性差や身体的、社会的条件などによる差別意識・固定観念が無いとは言えない状況です。女性や障がい者が地域や社会の中で安心して暮らし、活躍していくことへの妨げとなっています。
- ・障がいのある人に対する理解や配慮は十分とは言えません。意識啓発をしていくことが必要です。
- ・情報化社会の進展やSNSなどの情報発信やコミュニケーション手段の普及により、だれもが多様な意見や情報を発信することが可能ですが、一方では、人権侵害や犯罪被害者への対応が課題となっています。
- ・匿名性を笠に着た攻撃やストローマン論法^{※8}など、匿名性によってネット社会でより顕著に『不寛容』が広まっており、情報リテラシー教育の充実が必要です。
- ・様々な要因による自殺やひきこもりがあり、心の健康づくり^{※9}が必要です。

2) 人の行動（助け合う）

- ・古くからの地域の「つながり」による助け合いが根付いているものの、少子高齢化の進行や市民の意識や生活スタイルの多様化・複雑化により、少しずつ「つながり」が希薄になり、地域社会を支える一員として、市民の知恵と力がさまざまな場面で発揮されにくくなっています。
- ・地域の相互扶助などの機能が失われつつある上に、高齢化などの地域の課題は大きくなっています。地域生活の質を向上するためには、地域活動を中心とした健康づくりや支え合いを充実させることが必要です。
- ・社会的課題に対する市民の自発的な解決への取り組みや、まちづくりへの民間参加が進んでいない状況があります。
- ・地域課題を抱えつつも行動できる人材が確保できない現状もあり、外部組織や広域連携での支援体制も検討する必要があります。

※8：相手の主張を歪めて引用し、その歪められた主張に対して反論するという誤った論法。

※9：心身の状態を良い状態に保つために、「適度な運動」「バランスのとれた栄養・食生活」「休養」を取り入れて、疲労回復と充実した人生を目指すもの。

3) 社会の制度（誰一人取り残さない）

- ・子どもの心と命に係わる虐待やいじめ、経済的な困窮を抱える家庭環境により、子どもの将来が閉ざされてしまわないよう、全ての子どもたちが安心して生活し、成長できる環境の整備が必要です。
- ・経済的な困窮だけでなく精神的・文化的な貧困のために、自信を失い、自分の可能性を見失う人を生み出す「社会の貧困化^{※10}」が進行しています。
- ・複雑な社会環境により、障がいの有無などで生活のしづらさが感じられます。障がい者なども一緒になって地域を共につくっていく体制整備が必要です。
- ・経済情勢や社会環境に起因する貧困対策として、生活困窮者の自立支援の体制づくりが必要です。
- ・女性や熟年者、障がい者などだれもがそれぞれの状況やライフスタイルに応じた働き方のできる就業環境の整備が遅れています。

4) 社会基盤（ユニバーサルデザインの推進）

- ・公共施設のバリアフリー^{※11}化や生活道路の整備は十分とは言えません。市道の改良率が低く、橋りょうなど施設の老朽化の進行や緊急車両の通行困難な箇所、落石のおそれのある危険箇所、基幹道路へのアクセスが不便な地域があります。
- ・高齢者が増加するにつれて、運転免許自主返納者も年々増加しています。また、車がないと通常の生活が困難な公共交通空白地域のひとは免許を返納したくてもできないのが現状です。自家用車を持たないひとの生活を支える仕組みづくりが必要です。
- ・情報伝達機能は、生活の質や安全性、利便性を向上させ地域の活性化につながる「まち」の重要な社会基盤として維持することが必要です。
- ・里山真庭の自然環境と調和した循環型社会の構築に向けて市民の意識の向上を図る必要があります。

※10：経済的な貧しさだけでなく、精神的困難や文化的退廃などにより、自分の可能性を見失う人が多くなっている状態。

※11：高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁（バリア）を除去（フリー）するという考え方。

第3節 政策・施策形成の視点

真庭市がこれまで培ってきた市民の「暮らし」に一層の磨きをかけ、だれもが真庭市に住み続けることに誇りを持ち、それぞれの「真庭ライフスタイル」の実現を支援していきます。

そのためには、市民一人ひとりが共生社会の推進を他人事ではなく我が事として捉え、その考え方を理解し、人を思いやり、助け合う行動が実践できるよう、心のあり方を整理することが何よりも重要となります。また、年齢や障がいなどにより行動を制約されたり、新たなチャレンジをあきらめることがないように、社会環境面の不便さを取り除くことで、人にやさしい社会環境を整えることが求められます。

このため、職員が率先して共生社会の重要性についての理解を深めていくとともに、市民、事業者への普及・啓発や情報発信により、一緒に取り組めるような環境整備を行い、お互いが連携を図り、政策・施策を展開していきます。

市民には、「共生社会の考え方を理解し、モラルを高め、お互いに思いやる気持ちや助けあう心を持ち、より良い地域社会を実現するために自らが実践していく」ことが期待されます。

事業者には、「自ら提供している『もの』や『サービス』へ合理的配慮に基づく共生社会の考え方の積極的な導入や消費者・利用者への情報提供を行っていく」ことが期待されます。

市役所だけでなく、市全体として共生社会の実現のための意識変革・行動変容を行っていくために、各政策・各施策の実施を検討する際には、下記の視点を踏まえて検討することとします。

1) 人の心（尊重する）

●関心と理解を深める普及啓発

- ・違いを認め合いながら、話し合いによる共通部分や新しい価値観を創る機会をつくる
- ・共生社会の考え方を正しく知る機会を確保するための講演会・研修会を実施する
- ・性の多様性^{※12}（ジェンダー平等）の視点も取り入れた正しい理解と認識を深める機会を提供し、だれもが分け隔てなく社会参画できる意識醸成を図る
- ・多様な文化を認め合う国際感覚・国際理解を醸成するために、多様な人々が共に学び考える機会をつくる
- ・障がいに対する正しい理解と認識を深めるとともに、障がい者雇用への理解を深めていくための啓発を行う
- ・幅広い市民が集まる図書館・公民館などにおいて、共生社会の図書や資料の展示、講座などを開催する

※12：男性か女性かの二者択一の捉え方でなく、さまざまな性自認や性的指向を認め合うこと。

●行動へ移すための場の提供

- ・講演会や研修会などにおいて、経済的社会的な理由により参加困難な状況とならないよう配慮する
- ・だれもがふれ合い、地域福祉について学べる機会を充実し、助け合いの意識の醸成を図る
- ・市民全体に共生社会の意識を浸透させるために、あらゆる年齢・職業の市民が参加しやすいイベントを実施し、地域活動（縦軸）と市民活動（横軸）を結ぶ

●だれにでもわかりやすい情報発信

- ・障がい者や日本語が十分に理解できない人（意思疎通が困難な人）が、それぞれにあったコミュニケーション手段（手話通訳や要約筆記、自動翻訳、ICT活用など含む）を利用しやすい環境をつくる
- ・ヘルプマーク^{※13}やヘルプカード^{※14}の配布と周知により、市民が障がいなどへの理解を深め、具体的に配慮した行動ができるような環境をつくる
- ・窓口での対応やチラシなどにおいて、分かりやすく、具体的、直接的な表現を用いることにより伝達手段や用法に配慮する
- ・だれもが情報をやりとりでき、安全安心に生活するため、情報弱者をなくし、等しく情報を得られるようにする

2) 人の行動（助け合う）

●教育を通じた共生社会の実現を担う人づくり

- ・自分と異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、困難や痛みを共感する心を育てる
- ・学ぶ自由、知る権利を担保できるよう、教育施設などでの減免措置を講じる
- ・図書館などでの閲覧しやすい環境とハートフル書籍などの充実を図る
- ・発達に課題のある子どもの早期把握に努めて、専門的な指導を受けることができる体制をつくる
- ・障がいのある子どもが、普段の生活や学校や認定こども園、幼稚園、保育園での生活を安全に安心して送ることのできる切れ目のない支援体制をつくる
- ・外国人児童生徒などの日本語の習得が必要な人に対して、日本語学習の充実を行う

※13：障がいや疾患等があることが外見からわからない人が、支援や配慮を必要としていることを周囲に知らせることで、支援を得やすくなるように作成したマーク。

※14：障がいのある人などが災害時や日常生活の中で困ったときのために、必要な支援情報を記載しておくことができるカード。

●地域における共同参画・多分野多世代の交流の促進

- ・行政と市民の間で多様なニーズを把握し地域の課題解決に向けて様々な活動を行う中間支援組織を育成・強化する
- ・集いの場などの熟年者が集まる場所において、地域住民とサービス利用対象者が一緒に利用したり、交流したりできる地域に開放された場所となるように働きかける
- ・多くの市民が、ゆるやかでも小さな単位でつながっていくことにより、課題を抱える市民の早期把握に努める
- ・公共施設や民間施設に関わらず、障がいのあることを理由に不当な取り扱いをされることなく、補助犬の同伴が認められるなど、配慮を要する人が利用しやすい環境を整える
- ・ユニバーサルスポーツ^{※15}や障がい者スポーツの大会、芸術団体などの招致により、スポーツ・文化への関心を高め、健康増進や心の豊かさの涵養を図るとともに、年齢や障がい、国籍、個々の能力に関わらず交流できる場を提供する

●地域貢献活動を相互に顕彰する仕組みづくり

- ・知見や能力を生かして、共生社会の実現に貢献する市民の活動を顕彰し、市民の「おもい」を循環できるような仕組みを検討する

3) 社会の制度（誰一人取り残さない）

●だれもが住み慣れた地域での暮らしの確保

- ・だれもが日常生活において困難な状況が発生した場合に相談できる体制を確保しライフステージに応じた一貫した支援ができる体制を整える
- ・被支援者だけではなく、その家族の精神的負担を軽減する支援を行う
- ・地域に居場所と出番をつくるためにコミュニティスクールと地域学校共同活動を一体的に進める

●多様な就労支援の取り組み

- ・障がい者と事業者とのマッチングのための機会確保、職場体験実習の支援を行うとともに、就職した障がい者の職場への定着が進む支援を行う
- ・事業者に対して、熟年者雇用に対する意識改革を求めていき、きめ細かなマッチング支援を行う
- ・働きたいひとが仕事と子育て・介護などの二者択一を迫られることなく働き続け、能力を十分に発揮できるよう、希望に応じたキャリア形成や再就職のための支援を行う

※15：年齢や障がいの有無に関わらず、一緒に実践できるスポーツ。

●災害発生時の支援体制の整備

- ・要配慮者を対象とする「私の避難プラン」を活用した防災訓練を充実し、地域の共助の力を高める
- ・ヘルプマークやヘルプカードの配布と周知などにより、自らが他の人に発信して自分の状態への理解を促すことを支援し、災害発生時における支援を円滑にする

4) 社会基盤（ユニバーサルデザインの推進）

●だれもが快適に使えるユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくり

- ・施設の構造や設備、レイアウトについて配慮を必要とするひとの意見を聞く
- ・様々な障がいを持った方が利用した場合に発生する多様なリスクを想定し、対応を進める
- ・不特定多数の人が集まる公共施設などでは、あらゆる人が安全で安心な利用ができるよう、動線にも配慮する
- ・公共施設だけでなく民間施設においてもバリアフリーが進むような仕組みをつくる
- ・色覚にも多様性があることを理解し、全ての人にわかりやすい色づかいを行うカラーユニバーサルデザインにも配慮した情報提供を行う

●だれもが安全・円滑に移動できる交通ネットワークづくり

- ・公共施設を結ぶ主要な道路や公共交通において、だれもが自由かつ円滑に、安全・安心に利用できる環境を整える
- ・低床車両やノンステップバスなどの導入を促進する
- ・公共交通の運行に関する案内表示の拡充や多言語化によりだれでもわかりやすい環境を心がける
- ・公共交通が不便な地域において、熟年者などの買い物や通院などの日常生活に必要な移動手段を確保するため、地域が主体となったデマンド型乗合タクシー^{※16}といった新たな生活交通の導入を検討する

●環境との共生、暮らしとの調和の維持

- ・環境に過度な負荷をかけない施設整備及び環境負荷軽減につながる改修をする
- ・市民が日々の暮らしの中で環境配慮をこころがけるような仕組みをつくる
- ・地域循環共生圏の考えを取り入れて、他地域とも連携し循環型社会の形成に取り組む
- ・自然（二次的自然も含む）が将来世代まで保全される仕組みを検討する

※16：交通手段に不便な方を自宅や指定の場所から目的地まで途中で乗りあう人を乗せながら、それぞれの行き先に送迎するタクシーによる移動サービス。

おわりに

この方針はいつかなくなる時がきます。

「共生社会」について、意識することがなくなるからです。

そのとき、真庭市に住む人はどう生きているでしょうか。

市民一人ひとりが、年齢も、性別も、性自認も、障がいも、国籍も、人種も、そんなことを気にすることなく、生活しています。

自らの価値に疑問を持ったり、他者との違いに悩むことなく、自信と誇りを持ち、他者への信頼に基づいた社会関係の中で、自らが決めた自分の人生を幸せに歩んでいます。

そんな社会を築いていくのは、この「まち」の将来に責任を持つ今の私たちです。

この方針が必要となくなる社会に向けて、一歩ずつ前へ進みます。